

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	G I G Aスクール構想実現のための教育用システムに係る外部結合等について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託等）

（担当部課：教育委員会事務局教育支援課）

事業の概要

事業名	G I G Aスクール構想の実現のための教育用システムの運用
担当課	教育支援課
目 的	令和元（2019）年12月に示された文部科学省の「G I G Aスクール構想」に基づき、個別の状況に応じた「主体的な学び」の創造、協働学習、家庭、不登校、休業等の状況下でも学習機会を保障するための環境の実現を目指し、新宿区立小学校・中学校・特別支援学校（以下、「区立学校」という。）の児童・生徒に端末を一人1台整備するとともに、学習用ソフトウェア、ネットワーク環境等の整備を行う。
対象者	区立学校に在籍する児童・生徒及び教員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>文部科学省が、全国的な取り組みとして実現を目指している「G I G Aスクール構想」においては、児童・生徒一人1台の端末を整備することにより、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適化された学びや、協働学習による深い学びを実現させるとともに、今後、感染症等による学校の臨時休業等が生じた際は、同時双方向の遠隔授業の実施や、児童・生徒と教員との通信手段として活用することを目的としている。</p> <p>区においても、以下の対応を行うことで、「G I G Aスクール構想」の実現に向けた取り組みを実施することとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う区立学校の臨時休業を契機とした、オンラインを活用した家庭学習支援に係る外部結合（令和2年度第1回本審議会承認済）については、端末機器の貸出は令和3年3月末をもって終了予定である。</p> <p>(1) タブレット端末の整備 台数：約15,000台（区立学校に在籍する児童・生徒及び教員に一人1台） 契約方法：リース契約 仕様：LTE通信対応端末 期間：令和3年3月～令和5年2月（36ヶ月）</p> <p>(2) 教育用システムのネットワーク環境の構築 新たに整備するタブレット端末について、セキュリティの安全性を確保した上でのログイン認証の仕組みの構築など、クラウド環境に接続できるネットワーク環境を構築する。</p> <p>(3) 学習系クラウドサービスの活用 ① デジタル学習ドリル教材を活用した個別最適化学習の推進 ② 協働学習用ソフトウェアを活用した協働学習の推進 ③ 教育向けクラウドサービス・ツールを活用した学習機会の確保</p>

2 本審議会における付議内容

(1) 外部結合（資料34-1参照）

新たに整備するタブレット端末から、インターネットを經由して、クラウドサービス（ログイン認証用・学習用）にアクセスする。

(2) 業務委託及び再委託（資料34-2、34-3及び34-4参照）

① 委託先が行う業務

ア 新たに整備するタブレット端末の問合せ、盗難・紛失対応を行うサポートデスクの設置

イ 新たに整備するタブレット端末の運用保守・障害対応

ウ クラウドサービス（ログイン認証用・学習用）の利用環境の運用保守

エ 再委託先への管理・監督

② 再委託先が行う業務

ア 端末の故障問合せ対応・故障修理手配

イ 端末の故障問合せ以外（端末の盗難・紛失等）の問合せ対応

上記業務を教育用システムのネットワーク環境構築事業者に委託する。

件名 G I G Aスクール構想実現のための教育用システムに係る外部結合について

保有課(担当課)	教育支援課
登録業務の名称	G I G Aスクール構想の実現のための教育用システムの運用
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	【区立学校の児童・生徒及び教員に係る情報項目】 ユーザID、パスワード、学校名、学年、学級(クラス)、氏名、性別あ、学習履歴(進捗、解答の正誤)、学習成果物
結合の相手方	1 マイクロソフト(I SMS認証取得事業者) ログイン認証用及び教育向けクラウドサービス・ツール運営事業者 2 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(I SMS認証取得事業者)クラウドサービス運営事業者(デジタル学習ドリル) 3 SKY株式会社(I SMS認証取得事業者) クラウドサービス運営事業者(協働学習ソフトウェア)
結合する理由	これまでの学校情報ネットワークでは、学校内に整備したネットワーク環境の中でのみ活用していたが、G I G Aスクール構想の実現に向けた取り組みでは、区立学校の児童・生徒が各家庭でも学習できる環境を構築し、学習機会を保障することを目的として、クラウド上の各サービスの利用を可能とするため、クラウド環境との結合が必要である。
結合の形態	児童・生徒及び教員のタブレット端末からインターネットを経由して各クラウドサービスにアクセスする。
結合の開始時期と期間	令和3年3月1日から(予定)(以降、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	本件外部結合に当たっては次の個人情報保護措置を講ずる。 1 クラウドサービスに係るセキュリティ対策 本サービスの運用にあたり、提供元である事業者に対し、以下の情報保護対策を行うことを確認した。 (1) 運用上の対策 ① 個人情報保護 「電気通信事業法」「個人情報保護法」「電気通信事業における個人情報保護ガイドライン」の遵守 ② 情報セキュリティに対する方針 I SMS認証等の第三者認証を取得している。 ③ クラウドサービス提供における対策 総務省の「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン(第2版)」に準拠していること。 2 区(学校情報ネットワークシステム)のセキュリティ対策 (1) 運用上の対策 ① 「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」の遵守

② 端末の貸与時に、児童・生徒及び保護者に対し以下の内容を周知する。

ア 盗難・紛失時の対応方法

イ 本事業は、民間事業者のサービスを利用するものであり、各民間事業者の利用規約（サービスの効果検証、品質の向上等のため、個人を特定できないよう加工したうえで、記録情報の集計や第三者への提供を行うことができる など）が適用されること。

（情報セキュリティアドバイザーからの助言）

(2) システム上の対策

- ① ユーザ認証（ユーザID、パスワード）
- ② ファイアウォールの設置
- ③ 不正侵入検知・防御（IDS／IPS）の実施
- ④ 通信暗号化
- ⑤ トラフィック監視
- ⑥ セキュリティ更新プログラム適用
- ⑦ アクセス制御（ユーザ登録されていない者のアクセス不可）
- ⑧ ウイルス対策
- ⑨ ログ管理
- ⑩ サーバ監視・バックアップの実施・サーバの脆弱性検査

3 タブレット端末のセキュリティ対策

(1) 運用上の対策

- ① タブレット管理台帳の整備及び定期的な所在確認等の運用管理徹底
- ② タブレットのデバイス管理（紛失時のリモート初期化等）

(2) システム上の対策

- ① コンピュータウイルス対策の実施
- ② コンテンツフィルタリングの実施（不正サイト・アダルトサイト等の不適切なサイトの閲覧制限）
- ③ SNS（Facebook/Twitter等）やメール等の利用制限
- ④ 他ソフトウェアインストール・利用制限（Microsoftstore、applestore等の不要ソフト利用制限、家庭学習等の教育用途に特化したソフトウェア利用環境の維持）
- ⑤ 外部記憶媒体（USBメモリ等）の接続禁止（情報の持ち出し禁止）

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 G I G Aスクール構想実現のための教育用システムに係る運用保守等 業務の委託について

保有課(担当課)	教育支援課
登録業務の名称	G I G Aスクール構想における教育用システム環境運用保守
委託先	東日本電信電話株式会社 (I SMS 認証取得事業者)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【区立学校の児童・生徒及び教員に係る情報項目】 学校名、学年、学級(クラス)、氏名、ユーザID、 タブレット端末管理番号
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(委託先のパソコン及びサーバ)
委託理由	上記委託先は、G I G Aスクール構想における教育用システム環境の構築委託事業をプロポーザルにより選定した事業者であり、運用保守業務を安全かつ効率的に行うことができるため。
委託の内容	1 新たに整備するタブレット端末の問合せ、盗難・紛失対応を行うサポートデスクの設置 2 新たに整備するタブレット端末の運用保守・障害対応 3 クラウドサービス(ログイン認証用・学習用)の利用環境の運用保守 4 再委託先への管理・監督
委託の開始時期及び期限	令和3年3月1日から令和5年2月28日まで (以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	区は、受託事業者に対して以下の情報保護対策を行う。 【運用上の対策】 1 契約にあたり、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 必要に応じて、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理及び保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	受託事業者に次に掲げる情報保護対策を行わせる。 【運用上の対策】 1 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 2 情報を取り扱う職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導させる。 【システム上の対策】 1 送信する情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。 2 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。 3 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止させる。

- | | |
|--|--|
| | <ol style="list-style-type: none">4 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定させる。5 情報へのアクセス制御を実施し、職員が利用できる情報を限定させる。6 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録させる。7 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、情報を容易に外部へ持ち出せないようにさせる。8 <u>サーバ監視及びデータバックアップを行わせる。(情報セキュリティアドバイザーからの助言)</u> |
|--|--|

**件名 G I G Aスクール構想実現のための教育用システムに係る運用保守等
業務の再委託について**

保有課(担当課)	教育支援課
登録業務の名称	G I G Aスクール構想における教育用システム環境運用保守
再委託先	1 株式会社 NTT東日本ー南関東 テクニカルサービスセンタ 2 株式会社 エヌ・ティ・ティ エムイー
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【区立学校の児童・生徒及び教員に係る情報項目】 学校名、学年、学級(クラス)、氏名、ユーザID、 タブレット端末管理番号
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(再委託先のパソコン及びサーバ)
再委託理由	上記の事業者は、現行の教育用ネットワークにおいて故障修理対応をおこなっている実績があり、プライバシーマークなどの第三者認証を取得している事業者であるため。
再委託の内容	1 端末の故障問合せ対応・故障修理手配 2 端末の故障問合せ対応以外(端末の盗難・紛失等)の問合せ対応
再委託の開始時期及び期限	令和3年3月1日から令和5年2月28日まで (以降も、同様の業務委託を行う。)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	区は、受託事業者に対して以下の情報保護対策を行う。 【運用上の対策】 1 契約にあたり、「特記事項(別紙2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 必要に応じて、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理及び保管状況の確認を行う。
再委託先に行わせる情報保護対策	再委託先に次に掲げる情報保護対策を行わせる。 【運用上の対策】 1 再委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 2 情報を取り扱う職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導させる。 【システム上の対策】 1 送信する情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。 2 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。 3 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止させる。 4 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定させる。 5 情報へのアクセス制御を実施し、職員が利用できる情報を限定させる。

- | | |
|--|---|
| | <ol style="list-style-type: none">6 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録させる。7 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、情報を容易に外部へ持ち出せないようにさせる。8 <u>サーバ監視</u>及びデータバックアップ<u>を行わせる。</u>（<u>情報セキュリティアドバイザーからの助言</u>） |
|--|---|

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区の実施機関

※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。

- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

- (3) 犯罪に関する事項

- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。